

## 再生エネルギー普及のための新たな施策

### ◆FIT法の改正案が閣議決定された

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(通称: FIT法)等の一部を改正する法律」が2016年5月に成立した。この改正法は、再生可能エネルギーを最大限に導入しつつ、国民負担を抑制するということを目指したものである。

改正法の主な項目は、①新認定制度の創設、②買取価格の決定方法の見直し、③買取義務者の見直し、④賦課金減免制度の見直しである。この中で特に注目されるのが買取価格の決定方法の見直しである。入札を実施して買取価格を決定することができる仕組みを新たに導入するものであり、17年4月から実施される。

### ◆太陽光発電の価格決定に入札制度が導入される

11年8月にFIT法が成立し、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーを一定期間、固定価格で全量買い取る制度が12年度から導入された。これによって再生可能エネルギーの導入が急速に進んだ。太陽光発電買取りにかかる費用は、使用した電気に比例して電気料金に上乗せられる(賦課金)。16年度の賦課金の単価は1kWh当たり2.25円となり、300kWhの標準家庭の負担額は月額675円、年額8,100円となる。FITが開始された12年度の賦課金は1kWh当たり22銭で年額792円であり、16年度の10分の1以下であった。



資料：資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー」

このように、太陽光発電の導入を促進すると、家庭の負担が高くなり、両者のバランスをとることが重要となる。そのため、買取価格が年々引き下げられてきたが、より効果的に賦課金を抑制することを目的に、入札制度が導入される。

表 太陽光発電の買取価格の推移

	2012年度	13年度	14年度	15年度	16年度
事業用太陽光 (10kW以上)	40	36	32	29 27* <sup>1</sup>	24
住宅用太陽光 (10kW未満)	42	38	37	33 35* <sup>2</sup>	31 33* <sup>2</sup>

\* 1) 利潤配慮期間終了後。\* 2) 出力制御対応機器設置義務あり。

政府が太陽光発電の買取量や上限価格などの条件を決めておき、事業者は希望する買取価格と発電設備の出力を入札する。安い買取価格を提示した事業者から落札して、買取制度の認定を受けることができる。当初は発電能力の大きい設備だけを対象に入札制度が導入される。年に1回～3回が予定されている。

#### ◆風力発電設備に定期検査制度が導入される

経済産業省は、17年度から500kW以上の風力発電設備に定期検査制度を導入する。現在は事業者の自主的な保守・点検に委ねられているが、17年度からは法定定期点検が保守・点検の柱となる。

500kW以上と限定された背景には、日本の風力発電設備の9割が1機当たりの出力が500kW以上であり、ほぼ全体をカバーできることがある。また、現在、500kW以上の設備について事故報告が求められていることもある。

個々の部位の点検期間はそれぞれの機器、部材に合わせた従来のみであるが、日本風力発電協会が策定した「風力発電設備の定期点検指針（試行版）」などを踏まえて、3年ごとに全ての部位を対象とした点検の実施が義務付けられる。制御装置など、半年から1年ごとに検査が推奨されているものもあるが、こうした短周期の点検の義務化は求められていないため、事業者は、柔軟な運用が担保される。また、事業者の保守点検能力を評価し、優良事業者には法定定期点検の時期を延ばすことができるというインセンティブも付加される予定である。

17年は将来のエネルギーミックスを目指して、入札制度や保守点検方法の明確化など再エネ普及の新たな試みが始まる。 【松村晴雄】